



今年の梅雨は短めという気象庁の予報ですが・・・じめじめした梅雨は早く終わってほしいですね。
子どもたちは、夏休みを控え勉強にプールにと追い込みに入っているようです。皆様も1学期のまとめに入られるのでしょうか。健康には十分ご留意いただき、真夏を迎えたいですね。

平成23年度 諸手当の事後確認

今年度も諸手当の事後確認の時期がやってきました。あなたに認定されている通勤・住居・扶養の各手当について、平成23年7月1日現在で認定時の要件と変わりはないかを確認する作業です。事後確認をすることは、給与規則で定められています。

所得証明書、申立書などいろいろな書類を準備していただくことが必要です。学期末の忙しい時期と重なりますが、手当を正しく受給するためには大切な手続きです。期限を厳守して提出いただくよう協力をお願いします。わからないこと、詳しく知りたいことなど、各校の事務職員に遠慮なくお尋ね下さい。

調書の提出メ切 7月20日



平成24年度予算要求におきて

昨年度から教材備品の予算要求の仕方が変わりました。購入希望備品に優先順位をつけて、業者の見積書を添付して要求します。その後、市の担当者が査定をして、購入備品が決定されます。査定後に購入備品を変更する場合は、教育委員会に変更申請をして許可を得てから変更します。このように、要求が出ていないと教材備品の購入ができません。

下記の要求書メ切り日までに備品点検等を行って、必要な備品を要求してください。

また、介助員・学習生活相談員の付添旅費や入場料も予算要求をしないとつきません。市の旅費規定では、往復の行程が100kmを超えると日当が支給されるので、日当が必要な場合は要求してください。

要求書の提出メ切 月 日



消耗品の購入について

(事務センターでの支払い手続きから)

最近、事務センターでの支払い手続きをしていて、単価契約の消耗品を契約業者以外から購入している学校がありました。

購入前に単価契約表を確認してください。

例・クリアホルダー 単価契約では1枚単位になって

いるものを100枚入り1組を他業者で購入

・トイレ用洗剤を単価契約でない商品を購入
(品質・容量等は単価契約のものと同じ)

・デッキブラシを他業者で購入

以上のような場合は、単価契約業者以外での購入はできません。

「単価契約物品」とは？

亀山市が年間の予定数量を見込んで業者と契約している物品(商品名まで決まっています)

※商品名が違っていても、品質が同じであれば

単価契約されている商品を購入しなければなりません。

特に文具類は要注意!! 単価契約表で確認してください。

『文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金』

今年も12,000円請求できます。期間内(H24.3)に、必要な領収書をつけて互助会へ請求して下さい。

請求にあたっては会員本人のフルネームと利用年月日が明記された領収書等が必要です。詳しくは互助会HPなどでご確認ください。

『退教互現職会員人間ドック補助金』

今年も3,000円請求できます。退教互現職会員が、年度内1回利用できます。受診したドック・検診で自己負担額が6,000円以上の場合申請できます。申請期限は受診月から1年以内です。受診者・受診料金等の記載された領収書(コピー可)が必要です。



共済・互助会・退教互への提出書類は
学校事務センターへ提出いただきましたら送付します。